

# 大阪市立大隅西小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び、豊かな心をもった たくましい子ども」の育成のために「大隅西小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童生徒の意識改革についての方策等）について
- ②未然防止・早期発見のための取組について
- ③家庭・地域との連携について

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめられている子を必ず守り通す」という信念を持った学校体制を作る。また、「いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力を振るう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であることを共通理解する。

### (1) 授業改善について

- ①「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子どもの学びあいを保障する。
  - ・ 学習規律を確立する。
  - ・ 個に応じたきめ細かい授業を行うことで、理解を深め、学力向上を図る。
  - ・ 指導力を向上させるために、研修会への参加を促したり校内での自主研修を行ったりする。
  - ・ 研究授業を計画的に実施する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

①指導者の、子どもに対する受容的共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級集団・学年集団をつくる。

②子どもの自発的活動を保障し、規律と活気ある学級集団をつくる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳の授業を要として、あらゆる教育活動において、いじめを絶対に許さない態度を形成するとともに、人権意識の高揚を図る。

②正しい言葉遣いができる集団を育成する。人権侵害である「キモイ」や「ウザイ」「死ね」などの言葉遣いに対しては、全教職員が一丸となって毅然とした態度でもって指導を行う。

③傍観者もいじめに加担しているのと同じであることを理解させ、友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりを行う。

④情報モラルについて、授業で取り上げ、ネットいじめの芽を摘む。また、家庭・地域との連携を深めることにより、ネットいじめへの対応の充実を図る。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①多くの教職員がさまざまな教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を増やす。

②児童理解の場を定期的に設定して、教職員間で共通理解を図り、組織的に対応する。

③「いじめに関するアンケート」などを定期的計画的に行い、結果を分析するとともに、必要に応じて個別面談などを行う。また、個々の内容は累積して記録するようにし、年度をまたがっても引継ぎが十分に行えるようにする。

④家庭や地域との連携を深めるとともに、スクールカウンセラーや外部機関の積極的な活用を図る。

⑤ネット上のいじめに対しては、家庭との連携が不可欠である。保護者に対して、トラブルに巻き込まれた子どもの小さな変化（例 メールを見た時の表情の変化）を見逃さないことや学校への連絡・相談を密にすることの大切さについて啓発していく。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・ 報告を受けたものが自分だけで解決しようとするのではなく、情報を共有化するなど組織で対応する。

↓

#### ②対応チームの編成（◎組織長）

- ・ ◎校長・教頭、生活指導部長、学年主任、担任、養護教諭 など事案に応じて柔軟に対応する。

↓

#### ③対応方針の決定・役割分担

- ・ 情報の整理・・・態様、関係者、被害者、加害者、特徴
- ・ 対応方針・・・緊急度の確認、事情聴取の際の留意事項の確認
- ・ 役割分担・・・被害者からの事情聴取と支援体制、加害者からの事情聴取と指導体制、周囲の児童と全体への指導体制、保護者への対応担当、諸機関への対応担当 など
- ・ 情報の共有・・・全教職員への伝達

↓

#### ④事実の究明と支援・指導

- ・ 事実の究明・・・状況やきっかけなどをじっくり聞き事実に基づく指導を行う。聴取は、被害者→周囲にいるもの→加害者の順に行う。必ず複数で聴取するようにする。

↓

#### ⑤いじめの被害者、周囲の児童・加害者への指導

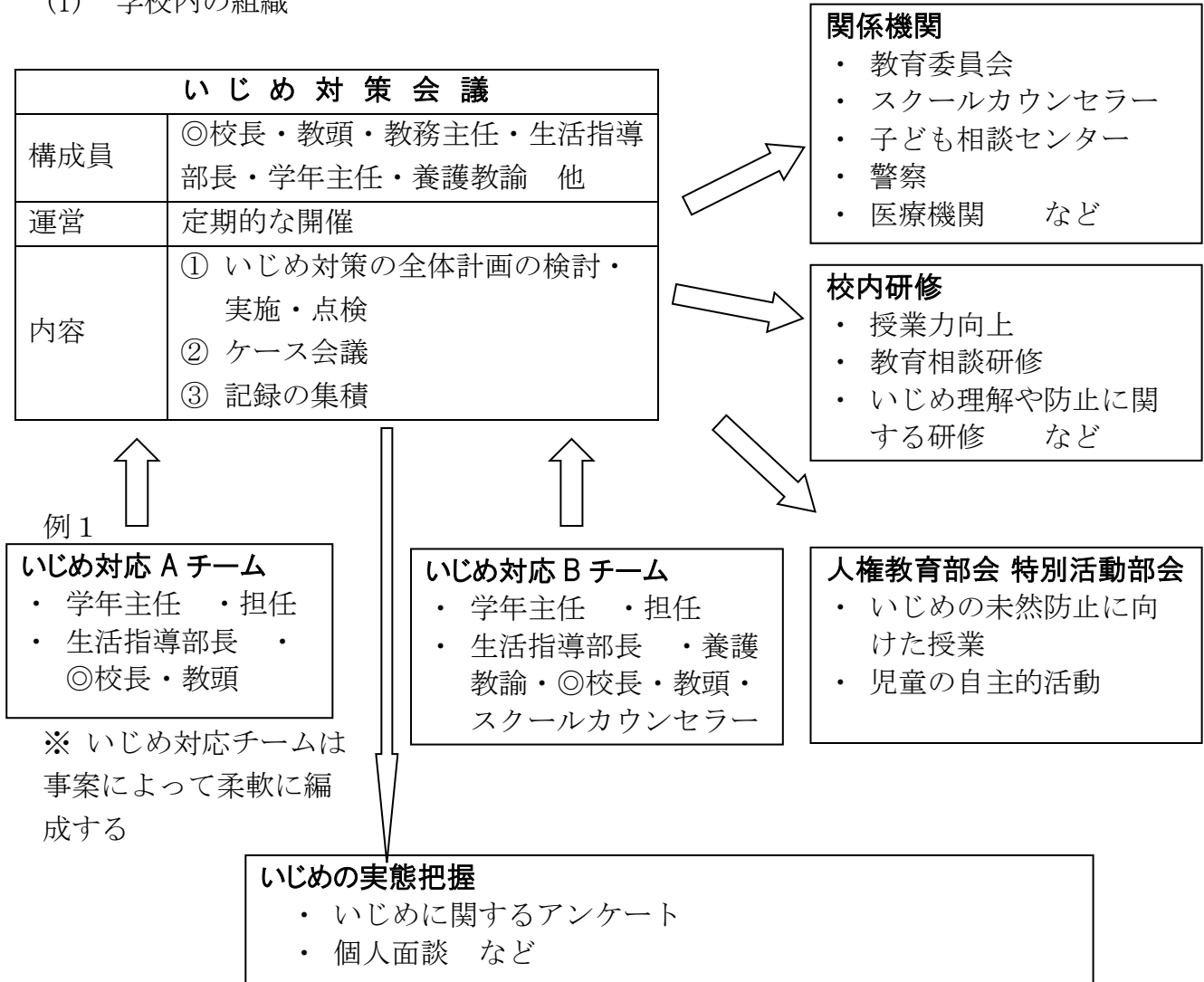
- ・ 被害者への対応・・・いかなる理由があっても徹底していじめられた子どもの味方になる。担任や学年担当を中心に、子どもの心のケアを図る。
- ・ 加害者への対応・・・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかについて内省させる。被害者のつらさに気づかせ、いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁をさせない。
- ・ 傍観者等への指導・・・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。周囲ではやしたてたり傍観したりしていたものも関係者にとらえさせる。いじめの事実を告げることは「告げ口」ではなくつらい立場の人を救うことであり、人権と命を守る、人として当たり前の行動であることを伝える。

★保護者との連携を密にし、必ずこまめに家庭訪問をして事実を、詳細かつ正確に伝える。保護者への子育てへの非難は絶対にしてはいけない。

★ネット上のいじめに対しては、書き込みや画像の削除、SNS等への対応等、具体的な解決方法について保護者に周知するとともに、家庭と連携して取り組む。また、学校と家庭だけでは解決が困難な事例については、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用して、関係諸機関と連携しながら早期解決に取り組む。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織



### 【年間計画】

#### ★委員会

毎月実施。

#### ★調査等

- ① 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 年3回

#### ★研修会

- ① 人権教育実践研修会（8月）
- ② 人権教育実践交流会（11月）
- ③ 児童理解研修会（5月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①いじめの実態を、学校協議会に報告し。必要に応じて協力要請をする。
- ②ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発する。

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。